

○経済産業省告示第九十二号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行に伴い、及び輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第十二条第一号の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第三百八十八号（輸出入貿易管理令第十二条第一号の規定に基づくその輸出の承認の権限が経済産業大臣から税関長に委任される同令別表第二の四三の項の中欄に掲げる貨物から経済産業大臣が告示で除くもの）の一部を次のように改正し、平成三十年六月一日から施行する。

平成三十年五月二日

経済産業大臣臨時代理

国务大臣 吉野 正芳

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定第一種国内希少野生動植物種を除き、同条第四項に規定する国際希少野生動植物種にあっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）別表第二の表一に掲げる種に限る。）の同法 <u>第六条第二項第四号</u> に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品	二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定国内希少野生動植物種を除き、同条第四項に規定する国際希少野生動植物種にあっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）別表第二の表一に掲げる種に限る。）の同法 <u>第六条第二項第三号</u> に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品